

都市ガス業界の規制・制度改革要望

平成24年10月31日

一般社団法人日本ガス協会

都市ガス業界の今後の取組と規制改革要望

分散型エネルギーシステムの普及

- (1) 特定電気事業に対するバックアップの実施
- (2) コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続の実施

天然ガスシフトのためのインフラ整備

- (3) 土壌汚染対策法に基づく形質変更届出の見直し
- (4) 河川横断工事の渇水期(11~5月)以外の施工許可

輸送部門のエネルギー多様化

- (5) 天然ガスディスペンサと給油ディスペンサの同一アイランド上への設置
- (6) 天然ガス自動車の燃料容器の転載

(1) 特定電気事業に対するバックアップの実施

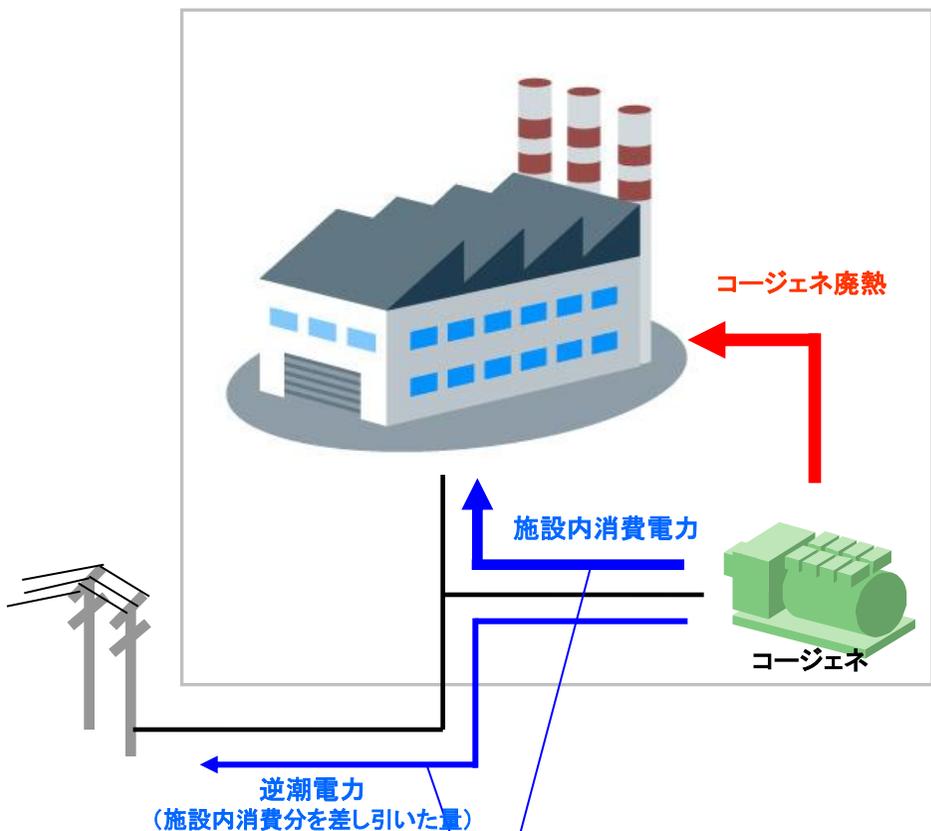
要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>適正な電力取引についての指針等において、一般電気事業者による特定電気事業者に対する常時バックアップ供給および自家発補給契約の締結をガイドラインに明記していただきたい</p> <p><関係法令></p> <p>電気事業法、適正な電力取引についての指針</p>	<p>【現状】</p> <p>電気事業法改正により<u>特定電気事業者は外部電源から50%以下の電力調達が可能となった</u>。これにより、特定電気事業者の外部電源電力調達に関して、特定電気事業者は託送により一般電気事業者または新電力から電源を特定し電力を調達するか、区域外に自分で電源を持つことができるようになった。</p> <p>【要望理由】</p> <p>しかしながら、<u>特定電気事業者の電源に係る経済面、技術面(点検や故障等)等の制約が依然として存在</u>しており、特定電気事業の普及の妨げとなっている。</p> <p>そこで、「適正な電力取引についての指針」等において、<u>一般電気事業者による特定電気事業者に対する常時バックアップ供給および自家発補給契約をガイドラインに明記</u>していただきたい。</p> <p>【効果】</p> <p>この要望が実現した場合、特定電気事業を核として、分散電源の普及が図られ、併せて分散電源と集中電源の最適運用が可能となるとともに、地域における電力需給の緩和、エネルギーの安定供給の強化、省エネ・省CO2が可能となる。</p>

(2) コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続の実施

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>コージェネレーション設備について、保安上の支障がないこと等一定の要件を満たした場合は、コージェネレーション設備専用の引込線を敷設することを可能としていただきたい</p> <p><関係法令> 電気事業法施行規則</p>	<p>【現状】</p> <p>コージェネレーション設備を設置する場合、<u>「一需要場所、一需給契約、一引込」の原則により、施設内の電力を賄うために用いられる引込線を経由して連系接続を行っているが、施設内の熱需要の分布や受変電設備の状況によっては、熱導管や電気設備の工事費用負担が増加し、導入のネックとなる場合がある。</u></p> <p>また、昨今の需給逼迫への対応等のため、コージェネレーション設備で発電した電気を電気事業者へ<u>売電(逆潮)する際についても、この引込線を利用</u>することとなり、既存の施設で自家消費した上で、残りを売電する配線形態となることから、発電した電気の大部分を施設内で消費するため、<u>売電量がゼロないし僅少になる</u>ことが多い。</p> <p>【要望理由、効果】</p> <p>コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続を可能とすることで、コージェネレーション設備の導入拡大を通じた節電・省エネルギーの促進、<u>「分散型・グリーン売電市場」の活性化</u>等が期待される。</p> <p>なお、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、「再生可能エネルギー設備に係る専用線での連系接続の実施」という類似の趣旨の決定がなされ、再生可能エネルギーについては施行規則の改正により専用線での連結接続が可能となっている。</p>

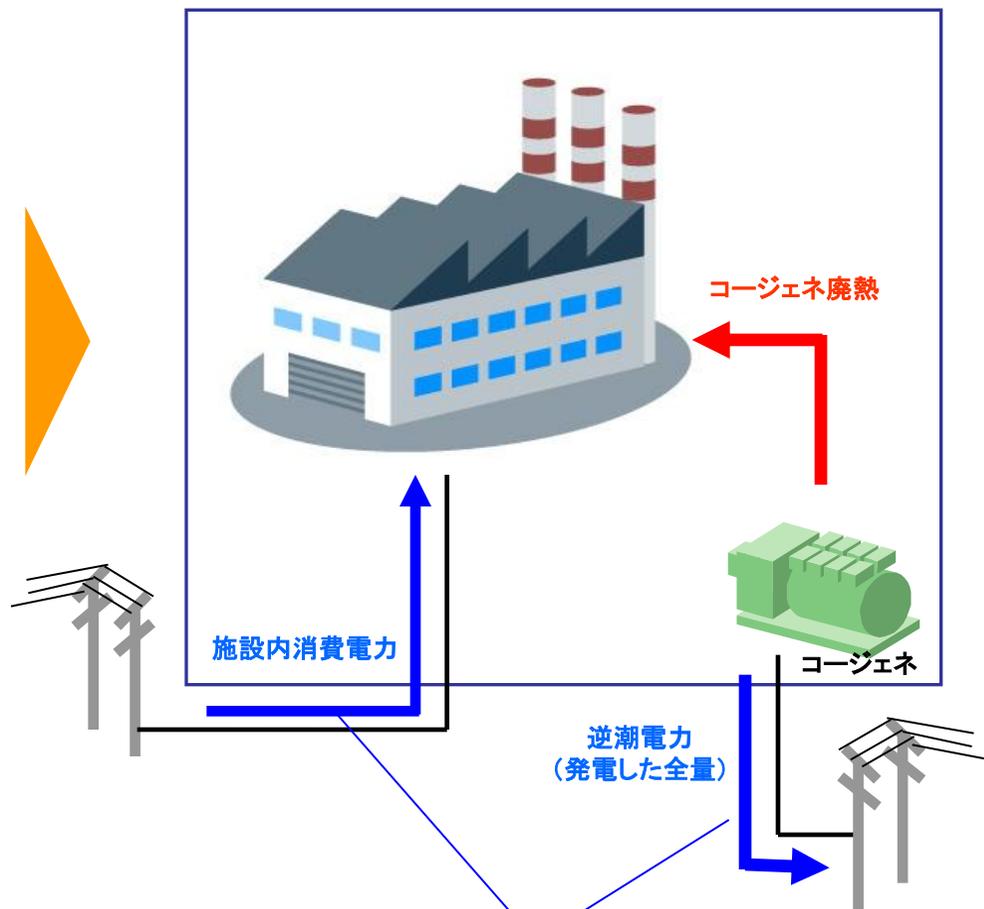
(2) コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続の実施②

<従来型(引込線を経由して連系接続)>



コージェネで発電した電力は、施設内で消費する電力を差し引いた残りを売電する形態となるため、売電量はゼロないし僅少になることが多い。また、施設内の電力負荷の変動により売電する電力は不整形な電力となる

<専用線による連系接続>



専用線による連系接続により、コージェネで発電した電力を全て逆潮することが可能となる。また、施設内電力負荷の変動の影響がないため、整形された、より価値の高い電力を逆潮することができる

(3) 土壤汚染対策法に基づく形質変更届出の見直し①

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>公道部分の形質変更届出に係る添付書類を簡素化していただきたい</p> <p><関係法令></p> <p>土壤汚染対策法施行規則</p>	<p>【現状】</p> <p>一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更を行う場合、土地の形質変更届出が必要となる。土壤汚染対策法施行規則第23条において土地の形質変更届出に係る添付書類として、下記を規定している。</p> <p>①土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面</p> <p>②当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書 (当該土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合)</p> <p>届出の際、②について、所有者等の同意書とあわせて、所有者であることを証する書類として公図、登記事項証明書等を求められるケースがある。</p> <p>ガスパイプライン工事については公道部分を占用して敷設することも多いが、公道部分についても公図や登記事項証明書等の書類を求められることがある。</p> <p>【要望理由、効果】</p> <p>民地の場合は、公図・登記事項証明書で所有権を証する必要があるが、公道の場合は、道路管理者である国・県・市等が当該土地の形質変更に係る権原者であることは明らかであるため、形質変更届出の時点で既に道路占用許可を得ていることに鑑みれば、別途公図・登記事項証明書にて所有権を確認する必要はない。</p> <p>したがって、公道部分の形質変更届出には、公図・登記事項証明書等の添付を要しないとする措置を要望する。</p>

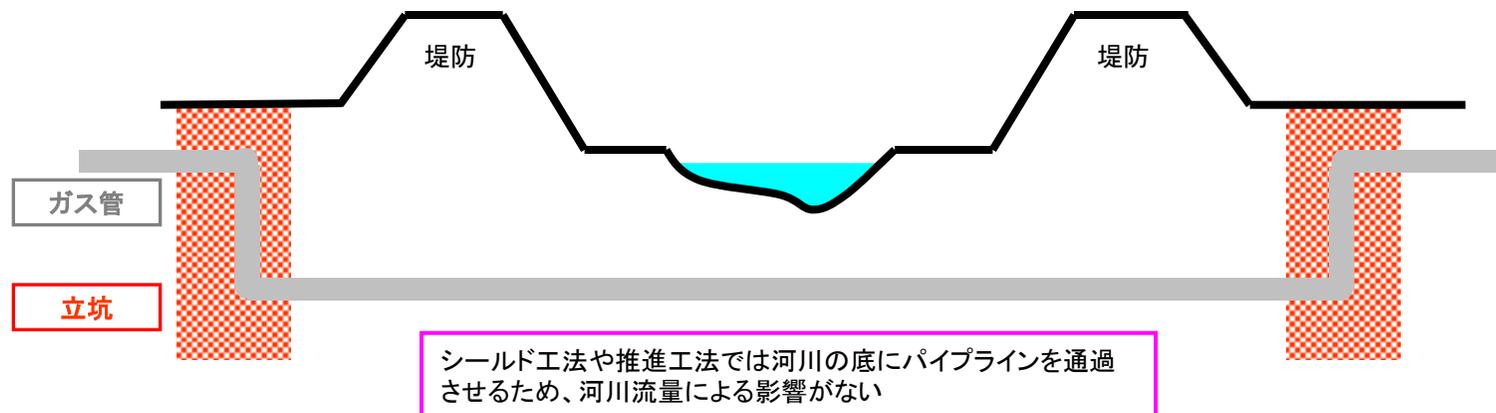
(3) 土壌汚染対策法に基づく形質変更届出の見直し②

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>形質変更届出に係る着工可能時期を早期化していただきたい</p> <p><関係法令></p> <p>土壌汚染対策法</p>	<p>【現状】</p> <p>土地の形質変更届出は着工の30日前までに提出することとなっているため、道路占用許可を受けてから30日間は着工できず、事実上プロジェクトのスケジュールを決定付けている重要な工程となっている。</p> <div data-bbox="685 458 1943 968" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><道路占用許可申請から工事着手までの流れ></p> <pre> graph TD A[道路占用許可申請] --> B[道路占用許可] B --> C[形質変更届出] C --> D[当該土地が汚染の恐れがある土地の基準に該当するかについて知事が判断] D -- "汚染の恐れがある場合" --> E[所有者等に対し土壌調査命令] D -- "汚染の恐れがない場合" --> F[工事着手] </pre> <p style="text-align: right;">2~3週間</p> <p style="text-align: right;">30日間</p> </div> <p>着工可能時期の早期化を実現する方法として、形質変更届出の添付書類を「道路占用許可申請のコピー等」とすることで、道路占用許可申請の段階で形質変更届出を行うことができるとする措置などが考えられる。(ガス導管は道路法上義務占用の対象となっているため)</p> <p>【要望理由、効果】</p> <p>形質変更届出から着工までの期間を短縮することを要望する。これにより、ガスパイプラインの整備の早期化につながる。</p>

(4) 河川横断工事の渇水期(11~5月)以外の施工許可

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>河川横断工事について、渇水期以外の期間における施工を許可していただきたい</p> <p><関係法令></p> <p>河川法</p>	<p>【現状・要望理由】</p> <p>河川を横断するガス導管敷設工事を行う場合、河川によっては管理者から渇水期(11~5月)での工事を指示されることがあるため、柔軟な対応を要望する。特に、<u>堤防の外側の立坑から河川の底を横断させ、対岸の立坑までガスを敷設する工法(シールド工法や推進工法)については、河川の流量による影響がない</u>と考えられるため、渇水期以外における施工を認めていただきたい。</p> <p>【効果】</p> <p>工期が限定されないことにより早期のパイプライン敷設が可能となる。</p>

■ 河川の底を横断させる工法のイメージ

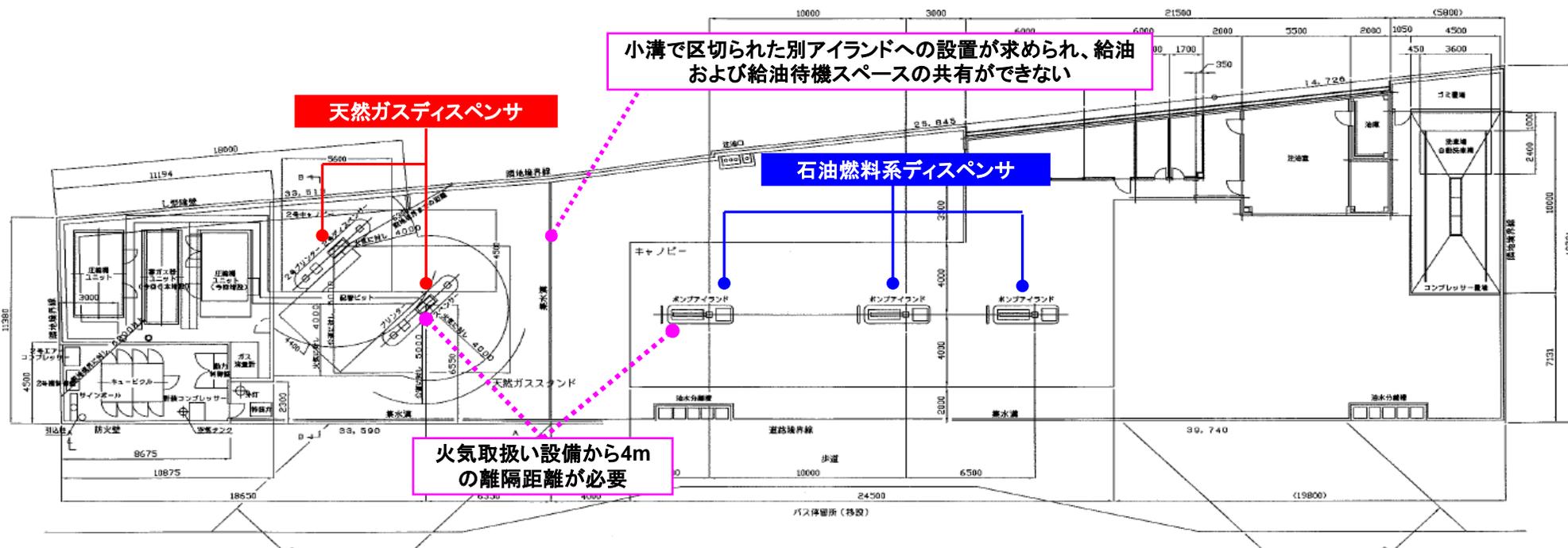


(5) 天然ガスディスペンサと給油ディスペンサの同一アイランド上への設置

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>ガソリン・軽油と天然ガスの併設スタンドにおける、天然ガスのディスペンサとガソリン・軽油のディスペンサの同一アイランド上への設置を認めていただきたい</p> <p><関係法令></p> <p>消防法 危険物の規制に関する規則、 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則</p>	<p>【現状】</p> <p>消防法 危険物の規制に関する規則 第27条の3第6項第4号において、天然ガスディスペンサは給油空地以外の場所に設置することと規定されているため、<u>ガソリン・軽油ディスペンサと同じアイランド上へ設置することができない</u>。また、一般高圧ガス保安規則第7条第2項18号では、<u>圧縮天然ガスの通ずる部分は、火気を取り扱う施設に対し、4m以上の距離をとる</u>こととされている。</p> <p>併設スタンドにおいては、<u>給油空地以外にCNGディスペンサを設置</u>するとともに、天然ガスを充てんする車両の<u>停車スペースについても給油空地以外に確保</u>しなければならない。特に天然ガス自動車はトラックが多く、停車スペースを確保することは困難であるため、天然ガス充てん設備を併設する際の障害となっている。</p> <p>【要望理由・効果】</p> <p>天然ガス充てん設備を既存ガソリン・軽油スタンドに併設することが容易になり、天然ガス充てん設備の設置数が増えることによって、低公害であり温暖化ガス排出低減に寄与する天然ガス自動車の普及拡大を図ることができる。</p>



(5)天然ガスディスペンサと給油ディスペンサの同一アイランド上への設置②



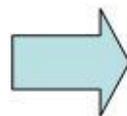
(6)天然ガス自動車の燃料容器の転載

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>天然ガス自動車の燃料容器について、容器有効期限内に限って転載時に安全性が確認された容器の転載を認めていただきたい</p> <p><関係法令></p> <p>高圧ガス保安法、容器保安規則</p>	<p>【現状】</p> <p>天然ガス自動車の燃料容器は、<u>一度車両に搭載されると、別の車両に転載することができない</u>(容器則細目告示 第22条第2項第2号)。</p> <p>天然ガス自動車の容器の充填可能期限は15年※となっているが、バンや軽自動車等の小型クラスの車両では、5年程度で廃車となる例も多くある。燃料容器は、天然ガス自動車の燃料系を構成する要素部品の中でも高い安全性や耐久性があるが、まだまだ使える実力を持ちながら車両の廃車に合わせて廃棄されている。</p> <p>一方、運送トラックやバスでは車輛自体は15年以上使用するケースが多くあるものの、現在取付けられている容器は15年が過ぎたら廃棄しなければならない。その場合、高額のコストを出して新品の容器に載せ替えるか、車両自体はまだ使用可能であったとしても車輛の登録を抹消するしかない。</p> <p>【要望理由、効果】</p> <p>容器の充填可能期限内であることを条件に、<u>容器再検査に合格する等、転載時に安全性が確認された燃料容器の転載</u>を可能にしていきたい。燃料容器の転載を可能にすることは、高価な燃料容器の廃棄を減らし、車両価格や改造費の低減を実現し、天然ガス自動車の普及の促進に寄与する。</p>

※平成24年3月の容器則改正により最長20年の容器の製造が可能となっている

(6)天然ガス自動車の燃料容器の転載②

15年経過前に廃車する車両



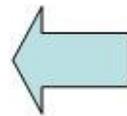
容器の取外し



15年経過し、引続き使用希望の車両（既存容器は廃棄）



転載



但し、容器寿命は15年

安全性の確認

